

10-5 支道取付等にかかる舗装について

(1) 公道（他の国県道・市町村道等）との取付舗装

1. 整備完了済道路の場合

改築済舗装構成に合わせ、現機能確保を原則とする。

2. 改築計画確定済で同時施工の場合

管理区分・施工区分・費用負担区分等について協議することとなるが、一般に上位道路の隅切部までは上位道路の舗装構成に合わせてよい。

3. 改築計画確定済で一方が先行する場合

先行する側が交通安全上必要な処理を実施すべく協議することとなるが、計画に対して手戻りになる場合は必要最小限の舗装構成とするなどの適正な処理を行う。

4. 改築計画のない場合

必要最小限の舗装構成とする。((2)-2に準拠することを標準とする。)

(2) 乗入口の舗装

1. おおむね、車体長8m以上の車両が出入りするガソリンスタンド、工場、大型店舗、ドライブイン、駐車場及び運輸倉庫の通路等

密粒度 As 5 cm + 粗粒度 As 10 cm + 0 ~ 40% ラン 30 cm

なお、歩道部については、前後の連続性・施工性を考慮のうえ、表層を密粒度 As にかえて細粒度 As としてよい。

2. 一般の通路（1. 以外）

密粒度 As 5 cm + (粗粒度 As 5 cm) + 0 ~ 40% ラン 25 cm

なお、歩道部については、前後の連続性・施工性を考慮のうえ、表層を密粒度 As にかえて細粒度 As としてよい。

注) 舗装区域については、現況巾員を原則とし適切な隅切を行う。また、現況舗装済の場合は、必要取付区間全てを舗装してよいが、現況未舗装の場合は、停止車両1台分（本線端部より5m程度）を限度とし、それ以外は路盤のみとする。なお、耕作地等への乗入口においては必要最小限の舗装とする。

(3) 現道すりつけ舗装

1. すりつけ部の改築が継続して実施される場合

必要最小限の舗装構成とする。((2)-2に準拠することを標準とする。)

2. すりつけ部の改築が当面実施されない場合

本線舗装構成に準じる。

注) すりつけ区間は、平面・縦断線形、巾員等を考慮し、交通処理上支障のないよう処理するものとする。

(4) 路肩部の舗装

1. 一般の路肩

側帯（側帯のない道路にあっては車道外25cmの部分）については、車道と同じ構成とする。それ以外について

はⅠ交通相当を原則とするが、A交通・B交通の場合は、当面車道と同じ構成にしてよい。

2. 耐水処理のみにかかる路肩

在来の道路敷等における耐水処理部の舗装は必要最小限の舗装構成とする。(②-2に準拠することを標準とする。)